

障害を理由とする差別の解消の推進に関する七ヶ浜町職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令に定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、町職員（臨時又は非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する不当な差別的取扱いにより、その権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項に規定する不当な差別的取扱いの禁止に関して町長が別に定める事項に留意して、その職務を執行するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項に規定する合理的配慮の提供に関して町長が別に定める事項に留意して、その職務を執行するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長（職員の給与の支給に関する規則（昭和49年七ヶ浜町規則第7号）別表第1に規定する職員をいう。以下同じ。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、その所管する事務又は事業に関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員に対し注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 前号の状況の確認の結果、合理的配慮の提供が必要と認められる場合は、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、所管する事務又は事業に関し、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別（その職務の執行に係るものに限る。）に関する

障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等には、当該職員の所属長が応ずることとする。ただし、相談者の希望又は相談等の内容に応じ、総務課長の指定する職員が当該相談等に応ずることが適切であると総務課長が認める場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定により相談者からの相談等に応ずる場合は、相談者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールその他の障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談等の内容及び処理状況に係る情報は、総務課及び地域福祉課に集約するとともに、相談者の秘密保持に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等の対応において活用するものとする。
- 4 相談等に対応するための体制について、町民及び職員に広く周知するとともに、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、総務課長は、職員に対し必要に応じ適宜に研修及び啓発を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年1月26日から実施する。